



鳥取県公報

平成29年10月24日（火）
号外第 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正 (665) (水産課) 2
-------	--

告 示

鳥取県告示第665号

平成 9 年鳥取県告示第647号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成29年11月 1 日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成29年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
加入区の名称	区域	区分	加入区の名称	区域	区分
鳥取東部加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧浦富漁業協同組合の区域、旧網代港漁業協同組合の区域、旧福部村漁業協同組合の区域及び旧賀露漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち、10トン未満の漁船により主に小型底びき網漁業、いか釣り漁業、刺し網漁業又は一本釣り漁業を営むもの及び小型定置漁業（旧浦富漁業協同組合の区域の者に係るものに限る。）			
鳥取東加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧東漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業	鳥取東加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧東漁業協同組合の区域	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
			鳥取浦富加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧浦富漁業協同組合の区域	〃
鳥取網代加入区	略	1 略	鳥取網代加入区	略	1 略
		2 小型いか釣り漁業及び小型定置			2 小型いか釣り漁業及び小型定置

		漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）			漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）
					3 漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち 1 及び 2 に掲げる漁業以外の漁業
			鳥取福部加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧福部漁業協同組合の区域	〃
鳥取賀露加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧賀露漁業協同組合の区域	沖合底びき網漁業	鳥取賀露加入区	鳥取県漁業協同組合の区域のうち旧賀露漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業 2 漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち 1 に掲げる漁業以外の漁業
鳥取酒津加入区	略	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業	鳥取酒津加入区	略	〃
鳥取浜村加入区	略	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業	鳥取浜村加入区	略	〃
鳥取夏泊加入区	略	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業	鳥取夏泊加入区	略	〃
鳥取青谷加入区	略	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業	鳥取青谷加入区	略	〃

鳥取泊加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	鳥取泊加入区	略	〃
赤碕加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	赤碕加入区	略	〃
鳥取中山加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	鳥取中山加入区	略	〃
鳥取御来屋加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	鳥取御来屋加入区	略	〃
鳥取淀江加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	鳥取淀江加入区	略	〃
米子加入区	略	<u>漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業</u>	米子加入区	略	〃
略			略		